

平成 27 年度第 1 回広島県食品安全推進協議会議事録（概要）

日 時：平成 27 年 7 月 27 日（月）午後 1 時 30 分～3 時 30 分

場 所：県庁北館2階 第1会議室

出席者：（敬称略）

【座長】 烏帽子田 彰（国立大学法人広島大学大学院医歯薬保健学研究院教授）

【副座長】 田中 秀樹（国立大学法人広島大学大学院生物圏科学研究科教授）

【副座長】 山内 雅弥（国立大学法人広島大学副理事）

消費者代表 高田 公喜（広島県生活協同組合連合会専務理事）

徳田 洋子（公益社団法人広島消費者協会会長）

澤井 清子（広島県地域女性団体連絡協議会会長）

生産者代表 小田 政治（広島県農業協同組合中央会常務理事）

仁城 明彦（全国農業協同組合連合会広島県本部 J A 担当部長）

山本 勇二（広島県漁業協同組合連合会代表理事長）

事業者代表 前垣 壽男（広島県食品衛生協会会長）

藤川 純裕（日本チェーンストア協会中国支部（株イズミ））

石川 秀次郎（広島県スーパーマーケット協会事務局）

1 議事次第

- (1) 開会あいさつ
- (2) 議題(1) 第4期「食品の安全に関する推進プラン」の平成26年度の実施状況と評価
- (3) 議題(2) 「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の平成27年度の取組
- (4) 情報提供
- (5) 閉会

2 議事概要

- (1) 開会あいさつ
健康福祉局 局長から挨拶
- (2) 議題(1) 第4期「食品の安全に関する推進プラン」の平成26年度の実施状況と評価
 - ・事務局から資料1-1に沿って、行政の実施状況を説明。
 - ・資料2に沿って県・広島市・呉市・福山市から監視指導結果について説明。
 - ・資料1-2に沿って、各団体から生産者・事業者・消費者の実施状況を説明。

<事務局>

行政の取組は56項目、評価不能の2項目を除く54項目のうち53項目(98%)について概ね達成となった。また、この3年間の達成度は平均して97%となり、行政施策の取組は概ね達成した。未達成1項目は食品自主衛生管理認証制度の対象業種の2業種の追加がされなかった。食品自主衛生管理認証制度について、今後どうあるべきかの整理が必要である。

<県食品生活衛生課>

監視指導の結果は、年間計画の24800件に対し、実施件数は26955件、収去検査件数は、食品添加物、細菌、残留検査等行い、年間計画4200件に対し、実際の検査件数は4181件で達成率は99.5%となった。違反内容は、生食用かきで規格基準を超える大腸菌数が1件、アイスクリーム類で規格基準である大腸菌群検出2件、そうざいでアレルギー表示の欠落が1件だった。食中毒の発生は、平成26年県全体で集団食中毒が22件、有症者705名、死者0名、5名以下の散発食中毒が73件、97名、死者0名、合わせて95件802人、死者0名となった。また食品の自主衛生管理認証制度は、平成25年度に食肉販売業・魚介類販売業を追加して21業種、認定施設数が87となった。

<広島市>

トータルの立入監視件数は目標を達成しているが、調理加工製造については、目標を達成できなかった。違反は、食品衛生法第6条違反である食中毒・腐敗等による営業禁止処分17件が多く、異物混入が1件、規格基準違反6件のうち5件は、かきの規格基準違反、もう1件は、子どもの使う粘土に法定以外の着色料が使われたもの。広島市は有症苦情256件で、次に異物混入が129件と多いのは例年と同じ傾向。食品等の試験検査については、計画に対し、149%だが、輸入食品は、100検体の目標に対し50検体で目標の半分。8月20日の災害対応で衛生班に組み込まれ、計画を下回った。食中毒は件数ではカンピロバクター、患者数ではノロウイルスが主体で、この2つを低減させることが広島市の課題となっている。正しい知識を持っていただくことが大事で、事業者には講習会、市民の方にはテレビ等広報、HPを活用して啓発を行った。

<呉市>

監視指導計画に基づき、監視指導・収去検査・食中毒の予防対策・衛生知識の普及啓発を行い、呉市での目標は概ね達成された。この中で2つほど結果を報告する。平成25年度に作成した呉市衛生責任者設置指針・呉市給食等衛生管理者設置指針に基づき、平成26年度も引き続き食品衛生責任者の設置を重点的に指導した結果、平成27年2月現在、許認可施設の食品衛生責任者設置率が98%まで向上した。また若年層対象の衛生教育のリスクコミュニケーションとして、内閣府の共催でジュニア食品ゼミナールを開催した。ワークショップ形式で行い、クイズ形式も入っており、子どもたちには大変わかりやすかったとの好評を得た。

<福山市>

年間の監視指導計画については、監視件数の目標に対し 83.6%。ノロウイルス食中毒予防等の関係で製造業に力を入れ、1 件あたりに時間を要し、若干未達成となった。本年度は、達成できるようにしたい。収去検査は 98.5%の実施率で、不適の 1 件はアイスクリームの規格基準違反。収去検査では輸入食品 60 検体に対し 39 件で実施率 65%となっている。管内の製造業等の広域流通食品を中心に行い、極力輸入食品も収去するようにしたがこの結果となった。

<広島県農業協同組合中央会>

地産地消は、ホームページや SNS を活用して周知を図っている。県内農産物の利用促進については、昨年度は新たに企業の社食に県内産を利用してもらう取組を行った。JA の担当者の育成では、地域や学校とコーディネートできるような食のプランナーを養成しており、昨年度で 101 名を達成した。養成には食品の安全衛生関係のカリキュラムも含まれる。

<全国農業協同組合連合会広島県本部>

トレーサビリティシステムは、牛肉・豚肉・鶏卵についてはすでに導入しており、定着してきている。米については、県内のコメを JA 結び米として産地と消費地を結ぶ商品を展開し、トレースできる仕組みを作っている。また HP でも商品、産地紹介等の情報公開を始めた。また野菜では、特に個選*でトレースができる。(※個選：生産者が単独で市場に出荷すること)

生産履歴の記帳では、JA 米は毎年の種子更新、また農産物検査実施等で概ね達成できている。野菜では生産履歴について研修会を実施し、共同販売を中心に浸透してきている。GAP 手法の導入は県内の JGAP 指導員の研修を開き、各地域での養成をおこなった。

農薬の適正使用については、特に農薬課の農薬のチームで農薬の適正管理適正使用を推進しており、JA 担当者、各地域の部会に対し研修を実施している。残留農薬の自主検査については米・野菜についても共選場や各地域の選果場で実施している。不良農薬の適正処理については各 JA で年 2～3 回回収活動を実施している。

<広島県漁業協同組合連合会>

かきトレーサビリティの導入では、システムの登録者数は生産者が 28 業者で加工業者 10 社のうち、実績は生産者 5 名加工業者 3 名。消費者からのアクセス件数は 169 件で検索率 0.35%という結果。貝毒の検査で、自主検査は 70 検体実施し、行政・自主検査ともいずれも貝毒は検出されず安全を確保した。

〈広島県食品衛生協会〉

食品衛生協会としては、衛生責任者養成講習会等の各講習会を行っている。自主検査体制は記録の保存も滞りなく実施した。表示事項は期限表示の確認を行い達成している。各記録の保存については、製品の流通ルートがわかる形で保存している。表示推進者を育成し、顧客対応が可能となる体制とし、概ね達成した。

情報提供では、広報紙 20000 部、食中毒予防月間チラシ 20000 部等を実施、広報誌を 1 回することを検討している。

〈日本チェーンストア協会中国支部〉

自主衛生管理の推進では、各企業とも人材育成として積極的に講習会に参加している。HACCP の考え方に基づく衛生管理システムの推進では、マニュアルを変更し、月 1 回点検を行い、各店舗の実施表を集め評価している。自主検査の項目頻度等は企業によって違うが、年に 1 回実施している企業もあり、概ね達成している。

記録の作成及び保存は、各企業ともほぼシステム化しており、たどっていけば仕入れ先等表示等その他記録の整理と保存ができていく形で運用されている。

情報の提供は、情報体制の整備では、人材不足の店舗もあるが適正表示推進者等を設置してやっている。

危機管理体制の整備は、お客様等のお申し出発生時の従来のマニュアルに加筆をした。品質表示は各企業が取り組んで、マニュアルが完成した。あとはヒューマンエラーのない形で取り組む。

〈広島県スーパーマーケット協会〉

自主衛生管理の推進で、各社それぞれ法規にのっとり設備の食品衛生責任者の配置、補充し、教育のため食品衛生講習会に参加した。HACCP の考え方に基づく衛生管理システムの推進では、基本的な HACCP そのものでなく、その考え方をとりこんだ衛生管理システムを各社ともに導入した。定期的な検査等については、社内検査とともに第三者機関により年数回検査を実施している。

記録の作成と保存は、基本的に、仕入れ商品の情報について、問題があれば情報が取り出せる形で情報管理している。消費者への情報提供は各社ホームページには差があるが、基本的には HP 上に消費者から質問があれば、回答を HP 上もしくは質問のあった方に直接行う体制になっている。危機管理体制の整備は問題があった場合、消費者への速やかな告知と、発生した場合に協会を通じて加盟各社へ通知をするという仕組みを作るようにしている。コンプライアンス等は遵守し、各社で営業活動ができるような体制をとっている。消費者・生産者との交流は、消費者協会がすすめているイベント等に加盟企業が参加した。

適正な食品表示品質表示はとくに新製品の登録でチェック体制を強化しているが、去年 4 月の消費税の増税があり、関係者の皆さまにご迷惑をかけた。

<広島県生活協同組合連合会>

生協連の場合、事業者としての役割と、消費者としての立場があり、生協ひろしまからの報告と、消費者団体連絡協議会の事務局として総括した。

リスクコミュニケーションは、それぞれ生協組合員のサービスセンターを開放し、表示・異物混入等々についてはこのサービスセンターに声として入る。入ったものは対応、あるいは課題を出して政策的に提言する。生産者や消費者との交流では生協ひろしまだけで130回3250名の参加があり、参加者を増やしていきたい。学習会の定期開催を行い、重複して消費者のほうに情報が入る形をとっている。

安心の担保は学習会を開く回数ではなくて継続的に消費者への情報提供が行われるようなシステムがあるかどうかが大変だ。たとえば今回のトランス脂肪酸や、直近では機能性食品等注意喚起だけでは1回で終わってしまう。どのように消費者の理解が促進されているかという定点観測をやっていくようなことは全国的にはあまりおこなわれていないと思う。そのあたりも県・行政と協力できるとよい。

<公益社団法人広島消費者協会>

正しい知識の習得のため団体会員のリーダー層を中心に、加工食品等の関連法令の基礎的な知識等を学習した。安全性の問題・食品の問題というのは継続性が必要。このほかに一般市民を対象にした食の安全に対する大学講座などを開催し、農をとりまく情報交流にも参加し、述べ3089人の参加をいただいております、目標を達成した。産地・工場の訪問や体験などを通じて生産者・事業者との交流をさらに深めていきたい。

食品表示のチェックは、県に協力し、お弁当・そうざい・水産加工品の店頭表示のチェックを行った。県全体では約2000件、当協会では197件の検査を実施した。

<広島県地域女性団体連絡協議会>

当方は地域の女性団体で、各市町の単位団がそれぞれの地域で食品の安心安全に対して学習をそれぞれの地域でしている。地域に根付いており、地域の高齢の方とかいろいろな方にお食事を作る機会には、講習会を必ずしている。25年間位実施しているが、食品に係る事故はなかった。女性会の一人一人が衛生問題・食品問題にかかわり各種講習会・研修会を独自で行っており、ごく普通の一般の消費者として活動している。

広島県食品衛生自主認証制度について

○行政の取組の未達成の食品衛生自主衛生2業種の追加がなかったということだが、HACCPとの関係で県の自主衛生認証が曲り角にきているのか。〈山内副座長〉

→もともとの自主認証制度もHACCPの概念に基づいた衛生な管理の基本的なところは盛り込んでいる。今までやってきた衛生管理と今後管理運営基準に基づく衛生管理の基準の整合性を合わせながら、実施して参りたい。〈県食品生活衛生課〉

○自主認証施設数で減っている業種があるが何か関連があるのか。〈山内副座長〉
→廃業したため、取組をやめたものではない。〈県食品生活衛生課〉

広島安全ブランド・エコファーマーの推進状況について

○「安心!広島ブランド」や「エコファーマー」の推進状況はどうか。特記事項に「認証件数は前より増加したが、取組面積は減少した」、「認証手続きの迅速化に向けて、要領等の見直しを行った」とあるが、具体的な内容を教えていただきたい。〈田中副座長〉
→安心ブランドについては、個人としての取組が中心だったが、国のほうでは特別栽培農産物の面的なまとまりを求めていく方向にシフトしていくなかで、広島県では組織化グループ化が進まず、個人としての取組は進んでいるが、面的なまとまりはでてこないということでこういった実績となっている。〈県農業技術課〉

HACCP に関する表示について

○HACCPの表示を見て購入しようと思っても商品にはついていない。そのあたりはどのような方向になっているのか教えていただきたい。〈公益社団法人広島消費者協会会長：徳田 洋子〉
→HACCP システムにより衛生管理を直接商品に表示するというような制度まではない。県の自主認証制度については、通常の衛生管理プラスの衛生管理をすることで、より衛生度を上げている企業については、それを消費者の方にわかっていただくということで、認証マークとセットでという制度を構築している。〈県食品生活衛生課〉

〈烏帽子田座長まとめ〉

HACCP については5年ほど前からの懸案であり、昨年かなり議論し20%目標となった。補足すると、ヨーロッパにあるコーデックス委員会の示す完全な国際表示の HACCP ということを目標に当初議論してきたが、TPP 関連で、HACCP 型とか、HACCP の概念を基にした認証といった、完全な HACCP ではなく、従来私たちが簡易 HACCP といってきたものも議論になっている。簡易 HACCP はアメリカの州で半分くらい、アジアではだいたい OK で、ヨーロッパでは一切認めない。完全な HACCP でなければヨーロッパには輸出できない。

知事が国際展開を盛んに進めておいでの中で、正式の HACCP を標準化して、EU に輸出したい業態業種、EU をモデルとして先行させることと、EU 輸出を企図する業者事業者に必要な行政誘導をしてはいかがかとの議論をしてきた。そこまで議論したが、昨今の TPP 関連のため、まずは、簡易 HACCP の延長として進められることとなり、当面の目標とした戦略をとった。理想的なものを求めてきたとすれば県としても悩ましいところがある。今回はそういう現状のなかで評価させていただく。ヨーロッパと EU 基準(国連コーデックス委員会(The UN¹⁵ CODEX))をクリアーするためには正式の HACCP 導入とすることが必要である。これは非常に客観的な基準なので、そういった議論を今後ふまえて、今後 20%の目標をどう達成するかどうかとい

うことだと思えます。

(3) 議題(2)「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の平成 27 年度の取組

- ・資料 3 及び資料 4 に基づき説明
- ・資料 5 に基づき広島市から説明
- ・呉市から説明

<事務局>

新しいプランでは、より県民・消費者にとってわかりやすいという観点を取り入れ、プランの見直しを行った。基本的な考え方は、これまでとはかわっておらず、取組内容の情報をより共有することに取り組んでいく。あるべき姿として、「みんなで創る、安全な食品を安心して食べることができる社会」をスローガンに掲げた。

推進プランでは、第 4 期までの施策の中身は変えず、5 つの施策体系ごとに整理しなおした。施策は「衛生管理」「食品表示」「リスクコミュニケーション」「危機管理」「人材育成」の 5 つで、施策ごとにそれぞれ指標となる数値目標を二つずつかかげている。「衛生管理」では HACCP 導入率を現状の 1 % から 20 % 以上、食中毒の発生件数を現状 122 件を 100 件以下に下げる。「食品表示」では、食品表示の一斉点検の不適合率を現状の 56 % から 30 % 以下に、偽装表示に関する不安意識の現状を 44 % から 30 % 以下にする。「リスクコミュニケーション」では、安全に関する正しい知識の保有割合を現状の把握なしから 5 年後に 60 % 以上に、健康生活応援店の数は、提供しているメニューに含まれるアレルギー物質の情報をお客様にわかりやすく提供するという取り組みをしている店舗の数を、現状の 11 店舗から 1000 店舗以上にする。「危機管理」では、事業者等の窓口を整理している施設数を現状の把握なしから 5 年後に 90 % 以上に、事業者等の危機管理マニュアルの整備率を現状の把握なしから 5 年後に 30 % 以上にする。「人材育成」では食品衛生責任者の更新時の受講率を現状の 30 % を 60 % 以上に、食品安全推進リーダーの数を現状の 0 から 500 名以上にするなど、施策ごとの数値目標を整理した。

昨年度までは各事業主体が個別の事業ごとに数値目標を個別に挙げてその達成度をみてきたが、食の安心安全の向上を総合的に評価する数値目標を定めていなかった。今回は、5 つの施策ごとに各 2 つで計 10 の数値を今後の目標と整理した。それに伴い、施策ごとの事業内容としては、今後 1 年間に 10 個の指標を計画的に管理することとし、今まで、数値把握できていない項目は、本年度それをどのように把握していくかを整理し、来年度、最初の協議会で数値が出せるように準備する。

資料 4 は本年度の食品衛生監視指導計画で、毎年実績を確認している。県・広島市・呉市・福山市の順で掲載している。

<広島市>

資料5に基づき新規の取組をご紹介します。

国は、6割が輸入食品に頼っているのでTPPに無関係な国からも安全な食品を輸入したい考え。HACCP管理したものでないと日本も輸入を認めないとしたいが、国内でHACCPを導入できていないのに輸入を認めないとはできないため、国内でいかにすすめるかが課題となっている。

事業者意見では、HACCPでは、施設整備に費用を要し、一般衛生プログラムが完璧でないといけない、その上にやっとHACCPが乗っかるという思いがあり、HACCPが進まないところもあると予想している。国は本当にどこで引っかかっているのか知りたいということで、地域連携HACCP導入実証事業が今年動いている。広島市でも取り組んでおり、ある2施設に対し、コンサルタントの料金を補助し、広島市や国も協議の場に入り、HACCPを推進する中で何が問題かを抽出して国に報告する。全国6自治体で取り組む。出てきた問題の解決策を整理して、次年度からHACCP推進の基礎データにする。

HACCPの取組を消費者にわかるようにしてほしいとの意見があったが、国は、HACCPはいかに運営するかが重要で、マークをつけるとそれがゴールとなるとの考えから、お墨付き的なものについては消極的である。ただし、何か見える形でないと企業としてもアピールするところが少ないということは、国に報告する。

<呉市>*呉市で作成した危機管理マニュアル、管理運営要領の資料を提示

呉市では平成21年2月から食品製造業者を中心として危機管理マニュアルを講習会で指導している。自主回収等を広報することを目的として始めた。呉市内では中小規模の事業者が非常に多く、自力でのマニュアルの作成が難しいため、マニュアルの原案を保健所で作成し、それを元に自社で作成するか、自社について記入すればすぐに活用できるように工夫した。内容としては管理運営基準、危害分析、アレルギーの表示、危害発生時の対応マニュアル、連絡体制フロー、自主回収のマニュアル、公表マニュアル、各種点検記録簿の例を記載している。国の「食品等の事業者が実施すべき管理運営基準に対する指針」の改正を受けて改定し、この7月から行う講習会で配布を予定している。

管理運営要領は別に作成した。国の決めている基準ガイドラインの横に自分の施設で行う内容を書き込めばそのまま簡単な自社の管理運営要領ができる形で作成配布している。HACCPのことも若干入っており、全部導入できなくても、記録等一部分だけでも取り組んでいきたいという事業者に使っていただきたい。

(4) 情報提供

- ・資料6に基づき県食品生活衛生課・農業技術課から説明

<県食品生活衛生課>

食品表示法に関する表示窓口について、衛生事項・保健事項の窓口については、旧食品衛生法と、旧健康増進法の内容について対応する。対象とする食品は酒類を含む食品全般で、対象とする表示は衛生に関する事項として添加物・アレルギー・期限表示等となっている。保健に関する事項としては、栄養成分表示、機能性表示となる。窓口は保健所になっており、広島市・呉市については品質表示事項についても保健所が窓口となる。

<県農業技術課>

旧 JAS 法に基づく相談窓口は、原材料や産地などの項目では、監視指導を各地方自治体に権限移譲を進めている。竹原市・庄原市・府中町・海田町・熊野町・坂町ではまだ権限委譲がすすんでおらず、県農業技術課で対応している。広島市～神石高原町は権限委譲し、各市町に窓口がある。

閉会（事務局）

- ・次回の協議会は2月上旬頃に開催予定。
- ・次回は計画の実績評価の方法について主に協議する。